

三河湾環境再生パートナーシップ・クラブシンボルマーク使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ（以下「クラブ」という。）のシンボルマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、シンボルマークとは、別紙のものとする。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

(シンボルマークを使用できる者)

第4条 シンボルマークは、以下に掲げる者に限り使用することができる。ただし、愛知県が別に認める場合はこの限りでない。

- (1) クラブの会員（愛知県を除く）
- (2) クラブのサポーター

(使用の範囲)

第5条 前条に規定する者は、以下の範囲でシンボルマークを使用することができる。ただし、愛知県が別に認める場合はこの限りでない。

- (1) クラブの会員又はサポーターであることを周知する場合
- (2) 自らが主催又は参加する三河湾の環境再生に関連する活動について周知する場合

(遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用する際は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 自己の商品・サービスの商標として使用しない
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用しない
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用しない
- (4) 変形や色を変える等、改変して使用しない

(使用料)

第7条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

(使用の中止)

第8条 愛知県は、シンボルマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、

その使用の中止を求めることができる。

- 2 前項により使用の中止を求めたときは、その旨を愛知県のウェブページ等を通じて公表するものとする。

(規約の改定)

第9条 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この規約は令和元年10月2日から施行する。

附 則

この規約は令和3年10月4日から施行する。

